



# つくってみよう！ マイナンバーカード！



マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました！

情報課 情報推進係 ☎75-2114

本人確認のための身分証明書や、e-Taxなどのオンライン行政手続きで利用できるマイナンバーカードが「健康保険証」として利用できるようになりました（利用にはオンライン登録が必要です）。

## 【マイナンバーカード 保険証利用のメリット】

○健康保険証とせずと使えます

転職・結婚・引越しても、新しい健康保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診できます（医療保険者の変更などの手続きは今までどおり必要です）。

○限度額以上の一時的な支払いが不要になります

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

○特定健診や薬剤の情報が確認できます

マイナンバーでご自身の特定健診や薬剤の情報が確

認できるようになります（開始時期は保険者で異なります）。また、本人が同意すれば、特定健診や薬剤の情報を医師などに共有できます。

○医療費控除が便利になります

マイナンバーで、医療費情報を確認したり、医療費控除の自動入力ができるようになります。

## 【注意】医療費助成などの書類（特定疾病医療受給者証など）は、持参が必要です。

受診する医療機関へご確認ください。

※マイナンバーとは…

暮らしを良くするためのさまざまなサービスを安全に利用できる政府が運営するオンラインサービス

お知らせ

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関・薬局は「マイナ受付」のステッカーやポスター（オレンジ色）が目印です。※多久市立病院も利用できます



## ■ますます便利に！

### マイナンバーカードの申請方法は2種類

※身分証明書になるため、必ず1回は本人確認が必要です

#### ①オンラインで簡単申請

※パソコンやスマホで申請して市役所で受け取り！



#### ②窓口申請・自宅受け取り

※申請時に本人確認して、自宅などでカードを受け取り！

市役所または出張サポート窓口で申請（本人確認・暗証番号設定依頼書提出）



※出張サポートについてはこちら

